

第2期鈴鹿市上下水道事業経営戦略策定支援業務委託の受託候補者を選定するため、次のとおり提案書等の提出を求めるので公告する。

令和6年4月1日

鈴鹿市上下水道事業管理者 森 健 成

## 1 業務概要

### (1) 業務名

第2期鈴鹿市上下水道事業経営戦略策定支援業務委託（以下「業務委託」という。）

### (2) 業務内容

ア 現行の鈴鹿市上下水道事業経営戦略の検証に係る支援

イ 第2期鈴鹿市上下水道事業経営戦略（以下この号において「第2期経営戦略」という。）の策定に向けた次の項目に係る支援

（ア） 財政・投資計画に係るアドバイザリー

（イ） 経営目標の検討

（ウ） 業務効率化及び経営健全化に関する検討

（エ） 第2期経営戦略の取りまとめ

ウ 水道料金、公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料（以下「水道料金等」という。）の水準の妥当性の検証に係る支援

エ 水道料金等を改定する場合にあっては、その実施に係る支援

オ 審議会及び議会の対応等に係る支援

カ その他第2期経営戦略の策定に関し必要な事項

### (3) 履行期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

### (4) 委託料の上限額

26,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、この金額は、業務委託に係る予算規模を示したものであり、契約に係る予定価格を示すものではない。

## 2 受託候補者の選定方式

## 公募型プロポーザル方式

### 3 参加資格要件

このプロポーザルに参加することができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 鈴鹿市入札参加資格者名簿の業種「2708 計画策定・コンサルティング」に登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者に該当しないこと。
- (3) 鈴鹿市暴力団排除条例（平成23年鈴鹿市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てが行われていないこと。
- (5) 鈴鹿市建設工事等資格停止措置要綱（平成11年鈴鹿市告示第148号）に基づく資格停止措置を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 平成27年度以降に、業務委託と同種の業務（公営企業における経営戦略の策定若しくは改定又は水道料金等の改定に係る支援業務をいう。）を元請として受託し、完了した実績を有すること。
- (8) 単体企業であること。

### 4 参加申込み

- (1) 提出書類
  - ア 参加申込書（第1号様式）
  - イ 実績調書（第2号様式）
  - ウ 会社概要
  - エ 財務諸表
- (2) 提出部数
  - 1部
- (3) 提出方法

ア 一般書留、簡易書留又は特定記録郵便のいずれかの方法による郵送

イ 持参

(4) 提出期間

令和6年4月1日から同月30日午後5時（必着）まで

ただし、持参による提出の場合は、鈴鹿市の休日を定める条例（平成元年鈴鹿市条例第2号）第2条第1項に規定する休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

(5) 提出先

第6項のとおり

5 手続の詳細、選定方法等

第2期鈴鹿市上下水道事業経営戦略策定支援業務受託候補者募集要項のとおり

6 担当

〒510-0253 鈴鹿市寺家町1170番地

鈴鹿市上下水道局 経営企画課 経営グループ

電話 059-368-1663

FAX 059-368-1688

電子メール keieikikaku@city.suzuka.lg.jp